

(消費者向け)

キャンピングカー用ボックス売買契約書

株式会社坂口製作所(以下「甲」という)と (以下「乙」という)
とは、甲の製品の売買に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(目的物及び売買代金)

甲は、乙に対し、甲が製造したキャンピングカー用ボックス「CARRYCABIN」(以下「本製品」という)を、金2,420,000円(消費税込み)で売り渡し、乙は、これを買受ける。

第2条(本製品の仕様)

本製品の仕様、型式、外観、付属品等の詳細は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

第3条(支払方法)

乙は、甲に対し、本契約締結日の翌日から起算して10日以内(期限が金融機関休業日の場合は翌営業日まで)に、第1条に定める売買代金2,420,000円を以下の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

金融機関 三井住友銀行 天下茶屋支店

種 別 当座

口座番号 2407487

名義人 株式会社坂口製作所

第4条(引渡し)

- 1 甲は、前条の代金支払確認後、本製品の製造を開始する。
- 2 甲は、本製品の完成後、直ちにその旨を乙に通知する。
- 3 甲は、乙に対し、本製品の完成後1か月以内に、本製品を引き渡す。
- 4 前条の支払がなされた日から前項の引渡しまでの期間は6か月を超えないものとする。
- 5 本製品の引渡場所は、甲の大阪本社とする。ただし、乙が輸送による引渡しを希望する旨申し出た場合には、乙の指定する場所を本製品の引渡場所とする。
- 6 引渡しに伴う費用は乙の負担とする。なお、引渡しに伴う費用は別紙費用明細書のとおりとする。
- 7 甲は、本製品の発注数の増加、他の顧客の受領遅滞等による受注残の増加及び他の事業による工場の高負荷その他の事情により、甲の生産能力上やむを得ず本条第4項の期間

内に本製品を引き渡すことができないときは、乙に対してその理由及び延長日数を記載した書面により、本条第4項の期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は6か月を超えないものとする。

- 8 前項の場合、乙は、甲に対し、本製品の引渡しを、前項の延長日数が経過するまで猶予するものとする。

第5条（所有権の移転及び危険負担）

- 1 本製品の所有権は、本契約第4条に定める本製品の引渡しの時をもって、甲から乙に移転する。
- 2 引渡前に生じた本製品の滅失、損傷、変質等の損害は、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き甲の負担とし、引渡後に生じたこれらの損害は、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、乙の負担とする。

第6条（受領遅滞）

- 1 乙が本製品の受領を拒絶し、又は受領することができない場合（以下「受領遅滞」という）は、甲は、履行の提供をした後は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって本製品を保存すれば足りるものとする。
- 2 受領遅滞により、甲の目的物引渡義務の履行につき増加費用が発生したときは、増加額は乙の負担とする。
- 3 受領遅滞中に当事者双方の責めに帰することができない事由により、目的物が滅失し、又は毀損した場合は、その危険は乙が負担するものとし、乙は、その滅失又は毀損を原因として、追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除を主張することができないものとする。
- 4 甲は、乙が合理的な理由なく第4条3項の引渡期限が経過しても本製品の受領を拒絶する場合であって、14日以上期間を設けて催告してもなお同期間内に受領しないときは、本契約の解除又は本製品の第三者への売却その他の処分をすることができ、これらとともに、又はこれらに代えて、甲の被った損害について乙に賠償を請求することができる。甲が本製品につき第三者への売却その他の処分をした場合、甲は、乙に対し、新たな商品の納品をする義務を負わないものとする。

第7条（契約不適合責任）

- 1 本製品に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない事実（以下「不適合」という）があった場合は、乙は、本製品の引渡しから1年を経過するまでに、具体的な不適合の内容を示して、甲に通知する。
- 2 前項の通知をしたときは、乙は、甲に対し、本製品の引渡しから1年以内に限り、本製品の無償での修理又は交換を求めることができる。

- 3 甲は、乙に対し、本製品の引渡しから1年を経過した以降は、一切の契約不適合責任を負わない。

第8条（保証）

- 1 乙が、本製品の取扱説明書、仕様書その他の甲が提供する資料に記載された事項に従って本製品を使用していたにもかかわらず、保証期間内に、本製品につき損傷、故障その他の不具合（以下「損傷等」という）が生じたときは、甲は、乙のために、本製品につき無償で修理又は交換を行う。
- 2 前項の保証期間は、本製品の引渡し日から1年とする。
- 3 本製品の損傷等が以下に該当する場合は、前項の保証期間内であっても、第1項の保証の対象外とする。
 - (1) 乙又は第三者の不適切な使用、改造、修理による損傷等
 - (2) 乙又は第三者の別紙取扱説明書に反する使用による損傷等
 - (3) 天災、火災、第三者による行為（窃盗など）その他の甲の責めに帰さない事由による損傷等

第9条（損害賠償請求）

- 1 甲に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は、乙に対し、直接かつ現実に生じた通常損害については責任を負うが、逸失利益、データの喪失、事業機会の喪失その他の間接損害、特別損害については責任を負わない。
- 2 甲に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲が乙に対して負う損害賠償責任額は、乙が甲に対して本契約に基づき支払う代金額を限度とする。
- 3 前2項の規定は、製造物責任法に基づいて甲が負う製造物責任については適用されない。

第10条（免責事項）

以下の事由に起因して生じた損害について、製造物責任法の適用範囲を除き、甲は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 乙又は第三者の不適切な使用、改造、修理
- (2) 乙又は第三者の別紙取扱説明書に反する使用
- (3) 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力
- (4) 通常の使用に伴う摩耗、消耗、経年劣化
- (5) 軽トラックの積載状態、走行条件、整備状況等、車両側の問題に起因する不具合

第11条（任意解除権）

本製品が完成していない間は、乙は、いつでも損害（逸失利益も含む）を賠償して契約の解除をすることができる。

第12条（契約の解除）

- 1 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合、本契約を解除することができる。
 - (1) 甲が故意又は過失により本製品の引渡しを遅延し、かつその遅延が14日以上続いた場合
 - (2) 本製品に、人の生命・身体に損害を与える重大な欠陥がある場合で、修理が不可能な場合
- 2 甲は、乙が代金の支払を遅延し、かつその遅延が14日以上続いた場合は、本契約を解除することができる。
- 3 契約解除に伴う手続き及び費用負担については、甲と乙が別途協議の上決定する。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第14条（契約締結費用）

本契約の締結に要する費用は、甲乙各自の負担とする。

第15条（紛争解決）

- 1 本契約に関する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠実に協議を行い、当該紛争の解決に努めるものとする。
- 2 前項の協議によっても当該紛争が解決せず本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（その他）

本契約に定めのない事項については、民法その他の法令に従う。

甲及び乙は、本契約の成立を証するため本契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲（売主）

所在地： 大阪市西成区千本中2丁目4番14号

会社名： 株式会社坂口製作所

代表者： 代表取締役 坂口 清信 ④

乙（買主）

住所：

氏名： ④